

長浜市告示172号

長浜市妊産婦健康診査事業実施要綱（令和6年長浜市告示第209号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

別表妊婦健康診査の項を次のように改める。

妊婦健康診査	問診及び診察、検査計測（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿化学検査、体重及び身長）並びに保健指導	5,000円	妊婦健康診査基本受診券（その1）	14枚。ただし、多胎妊娠の場合は17枚
	超音波検査	5,300円	妊婦健康診査検査受診券（超音波検査）（その2）	4枚。ただし、多胎妊娠の場合は6枚
	末梢血液一般検査、血液学的検査判断料、血液採取（静脈）、糖、生化学（I）判断料、TPHA検査（定性）、梅毒脂質抗原使用検査、HBs抗原精密測定、HCV抗体精密測定、ウイルス抗体価（風疹）、免疫学的検査判断料、ABO血液型、Rh血液型、不規則抗体及びHIV抗体価検査	11,400円	妊婦健康診査検査受診券（血液検査・妊娠初期）（その3）	1枚
	HTLV-1抗体検査	1,590円		
	末梢血液一般検査、血	3,410円	妊婦健康診査	1枚

液学的検査判断料、血液採取（静脈）、糖及び生化学（I）判断料		検査受診券 （血液検査・妊娠中期） （その4）	
HTLV-1抗体検査及び免疫学的検査判断料（ただし、妊娠初期に未実施の場合に限る。）	3,030円		
末梢血液一般検査、液学的検査判断料及び血液採取（静脈）	1,860円	妊婦健康診査検査受診券 （血液検査・妊娠後期） （その5）	1枚
子宮頸がん検査細胞診 （細胞診婦人科材料、病理判断料及び子宮頸管粘液採取）	3,200円	妊婦健康診査検査受診券 （子宮頸がん）（その6）	1枚
婦人科材料等液状化検体細胞診加算	450円		
B群溶血性レンサ球菌（GBS）（細菌培養同定検査、微生物学的検査判断料及び子宮頸管粘液採取）	3,800円	妊婦健康診査検査受診券 （B群溶血性レンサ球菌（GBS）） （その7）	1枚
クラミジア検査（クラミジアトラコマチス核酸同定）	3,380円	妊婦健康診査検査受診券 （クラミジア検査）（その8）	1枚

様式第1号中

「

を「

(その6)

交付 No. _____

妊婦健康診査 検査受診券（子宮頸がん）

- *太枠内をご記入の上、委託医療機関等にご提出ください。
- *受診券の使用時期（順番）については、主治医とご相談の上、ご使用ください。
- *下記の検査内容以外の項目を受診すると自己負担になります。

本人記入欄

心りがな 妊婦氏名		生年 月日	年 月 日
住 所	長浜市 町 番地	TEL ()	
分 娩 予 定 日	年 月 日		
受 診 歴	前回、子宮頸がん検査を受診したのはいつですか。 (年 月 日) ・受診歴なし ・不明		

委託医療機関等の長 様

上記妊婦の健康診査を依頼します。

長浜市長

上記の者について、妊婦健康診査として下記の検査内容を実施したので報告します。

長浜市長 あて

医療機関記入欄

受診年月日	年 月 日 (妊娠 週)
検査内容	子宮頸がん細胞診 <input type="checkbox"/> 細胞診婦人科材料 <input type="checkbox"/> 病理判断料 <input type="checkbox"/> 子宮頸管粘液採取 <input type="checkbox"/> 婦人科材料等液状化検体細胞診加算
標本作製方法	<input type="checkbox"/> 液状検体法 (LBC 法) <input type="checkbox"/> その他 ()
検査結果	精密検査不要・要精密検査・判定不能 (要再検査) (要精密) ASC・LSIL・HSIL・SCC・AGC・AIS・その他 ()
特記すべき 事 項	
請求額	_____ 円 (_____ 円上限) <small>標本作製が直接塗抹法の場合は 円</small>

医療機関名

印

*この受診券は、妊婦健康診査基本受診券と組み合わせてご使用ください。

」

に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の第5条の規定により交付を受けている受診券（妊婦健康診査検査受診券（子宮頸がん）に係るものに限る。）は、この要綱による改正後の第5条の規定により交付を受けた受診券とみなす。